

- 1 議案名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 学校教育法の一部が改正され、公立大学法人が高等学校等を設置することができることとなったことに伴い、所要の整備を行う必要がある。
- 3 関係法令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）

徳島県立学校規則の一部改正について

学校教育課

1 改正理由

高等学校の授業料（通信制課程においては受講料）に関しては、「徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和23年条例第13号）」に基づき、高等学校の在学者が納付しなければならない。

一方、未納が発生した場合には、保護者が授業料の支払に関する連帯の保証債務（※）を負担するとの従来からの考え方に基づき、対応をしてきている。

しかし、平成27年度包括外部監査結果報告において、授業料の支払に関して保護者が連帯の保証債務を負担する場合は、その位置づけを明示する必要があるとの指摘を受けた。

そこで、当該指摘に対応するために、授業料の支払については、保護者が本人と連帯して保証することを明確にする必要がある。

※保証債務とは、債務者（生徒本人）が債務を履行しない場合に、その債務者に代わって履行する保証人（保護者）の債務

2 改正概要

(1) 県立学校に入学を許可された者が提出する誓約書（徳島県立学校規則第23条の3第8項に規定する様式第2号）について、授業料が存在する高等学校と、授業料が存在しない中学校及び特別支援学校の高等部で別様式とした。

(2) 高等学校に提出する誓約書に、授業料又は受講料の支払については、保護者が本人と連帯して保証することを明示した。

3 施行期日

平成29年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会学校教育課</p>
	<p>担当者名 松 原 和 代</p>
	<p>電話番号 三 一 三 二</p>
<p>制定理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により学校教育法の一部が改正され、公立大学法人が高等学校等を設置することができることとなったことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 公立大学法人が設置する高等学校等に係る奨学金の額を定めることとした。 二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）</p>	
<p>法規審議委員会 要 <input type="checkbox"/></p>	

徳島県規則第 号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は国立大学法人」を「（公立大学法人を含む。以下同じ。）又は国立大学法人」に改め、同表備考中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 1 「公立大学法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案		現行												
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）												
区分	奨学金の額（月額）	区分	奨学金の額（月額）											
高等学校及び校	<table border="1"> <tr> <td>地方公共団体（公立大学法人を含む。以下同じ。）又は国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学のとき</td> <td>一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> </table>	地方公共団体（公立大学法人を含む。以下同じ。）又は国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程	自宅通学のとき	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額		自宅外通学のとき	一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額	<table border="1"> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程</td> <td>自宅外通学のとき</td> <td>一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> </table>	地方公共団体	自宅通学のとき	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額	国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程	自宅外通学のとき	一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額
地方公共団体（公立大学法人を含む。以下同じ。）又は国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程	自宅通学のとき	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
	自宅外通学のとき	一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
地方公共団体	自宅通学のとき	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
国立大学法人が設置する高等学校及び専修学校の高等課程	自宅外通学のとき	一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
専修学校の高等課程	(略)	(略)	(略)											
高等学校	<table border="1"> <tr> <td>地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校</td> <td>第一学年から第三学年まで</td> <td>八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四学年及び第五学年</td> <td>四三、〇〇〇円</td> </tr> </table>	地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額		第四学年及び第五学年	四三、〇〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校</td> <td>第一学年から第三学年まで</td> <td>八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四学年及び第五学年</td> <td>四三、〇〇〇円</td> </tr> </table>	地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額		第四学年及び第五学年	四三、〇〇〇円
地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
	第四学年及び第五学年	四三、〇〇〇円												
地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額												
	第四学年及び第五学年	四三、〇〇〇円												
私立の高等専門学校	(略)	(略)	(略)											
備考		備考												
<p>1 「公立大学法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。</p> <p>2 「国立大学法人」とは、国立法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。</p> <p>3 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。</p> <p>4 「自宅外通学のとき」とは、前項の自宅通学のとき以外のときをいう。</p>		<p>(新設)</p> <p>1 「国立大学法人」とは、国立法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。</p> <p>2 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。</p> <p>3 「自宅外通学のとき」とは、前項の自宅通学のとき以外のときをいう。</p>												